

平成28年9月1日
宇都宮市上下水道局企業総務課

建設工事の前金払の用途拡大について

地方自治法施行規則の一部が改正され、建設工事の前金払の使用に関して、前金払をなすことができる範囲が拡大されたことから、上下水道局においても前金払の特例を設けることとなりましたので、お知らせいたします。

1 対象

請負代金50万円以上の全ての上下水道局発注工事

2 特例の内容

建設工事請負契約書約款第37条に定める前金払の使用に関して、前金払をなすことができる範囲を拡大（中間前払金を除く。）します。

改正	現行
<p>受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用以外の支払いに充当してはならない。</p> <p>※現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とする。</p>	<p>受注者は、前払金及び中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、<u>労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額</u>として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</p>

3 適用時期

平成28年9月1日以降に契約を締結する案件から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものに適用。

ただし、平成28年4月1日から平成28年8月31日までの間に契約を締結した案件については、変更契約を締結することにより特例の適用を受けることが可能です。